

静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程

第1条 静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）第8条第2項の規定に基づく学生部長の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 学長は、次の各号の一に該当するときは、学生部長候補者の選考を行わなければならない。

- （1）学生部長の任期が満了するとき。
- （2）学生部長が辞任を申し出たとき。
- （3）学生部長が欠けたとき。

2 第1項第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

第3条 学生部長の選考は、生産環境経営学部及び生産科学科の専任の教授（学生部長着任時に当該条件を満たす者を含む。）のうちから、それぞれ1人を学長が指名して行うものとする。

第4条 学生部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学生部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 この規程は、令和5年10月17日から施行する。